

1 いじめに対する基本認識

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害にも加害にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(いじめ防止の基本方針)

- (1) いじめを許さない、見過ごさない集団づくりを行う。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたりるとともに、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携協力して対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための基本認識

「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことである。そこにいることにより不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感が重要である。そのために、授業改善や行事の目的等の見直しを行い、すべての児童が活躍できる場面（自己存在感や充実感）を実現できるように努める。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、児童が主体的に取り組む活動の中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにすることである。児童同士と一緒に活動することを通して、自ら感じ取っていくものが「絆」であり、「自己有用感」である。「絆づくり」を行うのはあくまで児童同士である。

「自己有用感」とは、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことである。他者から認められていると感じられた児童は、いたずらに他者を攻撃することも減る。さらに相手のことを認めることができるようになってくる。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していく。そしてすべての児童に対して、授業や行事等の学校教育活動の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながると考える。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考えることができるようにする。

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間を要にして、自他を大切にすると人権教育や道徳的実践力を養う道徳教育、命を大切にすると教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることになることを理解させる。

(1) 全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気をつくり、児童が「いろいろな人がいた方がよい」と思えるようにする。
- ② 対等で自由な人間関係が構築できるような学級づくり
自分がやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じられる雰囲気をつくる。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない*自己信頼感の育成
ペア学年活動等の異学年交流、係活動や児童会活動などで、児童自身が考え、行動する機会を設ける。
*自己信頼感について
自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれると考えられる。（「生徒指導提要」文部科学省令和4年12月）
- ④ 児童が「困った、助けて」と言える雰囲気づくりと、それを受け止める学校の体制づくり
児童が「困った、助けて」等のSOSを出すことができるよう、アンケートや教育相談週間を実施する。また、日頃から児童とのコミュニケーションを大切に、気軽に相談できる雰囲気をつくる。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成といじめを生まない環境づくり

- ① 「いじめをしない、させない、見逃さない」宣言
「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中に位置づけ、学級開きや学期始めに、発達段階に応じた言葉で教師が児童に宣言する。
- ② 行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身に付けるように働きかける。
「いじめは良くない」と認識するだけではなく、いじめの問題を自分のこととして捉えて「いじめはしない」と心がけて行動できるように、道徳科や学級活動などの時間に実際の事例や動画などを教材として児童同士で検討したり、いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的に学ぶ機会を設定する。
- ③ 心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組
児童自身が自分の感情に気づき、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする機会を設ける。
- ④ 「傍観者」を「仲裁者」や「相談者」に転換するよう促す取組
学級担任がいじめられている児童を絶対に守るという意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。道徳科や学級活動等を通して、「傍観者」を「仲裁者」や「相談者」に転換する取組を行う。
- ⑤ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育
発達段階に応じて、いじめに関する法律の意味や役割を学ぶ機会をもつ。
- ⑥ 「いじめ防止啓発月間」の取組
いじめ防止に関する教材を用いた授業や児童会が中心となった取組等、いじめ防止に重点的に取り組む期間を設定する。
- ⑦ インターネットトラブル防止講座の実施
児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめについての理解を深めるため

に、インターネットトラブル防止講座を開催し、人権や情報モラルについて学習を行う。

(3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムの中で「ことばの力の育成」を明確にし、自分の思いを言葉で表現できる力を育成する。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切に作る心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

4 いじめへの対応

「いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。」という基本認識に全教職員が立ち、全ての教職員で児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さない。

いじめへの対応にあたっては、対応にあたる教職員が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検を行う。

また、いじめを認知した後は、事案に関する情報を整理・管理するとともに、対応記録やケース会議の記録の作成・保管を行う。なお、アンケートや記録等の保管期間は、卒業後5年間とする。いじめに関する情報は確実に引継ぎを行い、いじめが再び繰り返されることがないように、組織的に対応を行う。

(1) いじめの早期発見のための取組

- ① 心のチェックシートや心の相談アンケートを活用し、児童が「困った、助けて」等のSOSを出すことができる場を各学期に2～3回、定期的実施する。心のチェックシートや心の相談アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェックを行う。また、全児童と面談を行う「教育相談週間」を年2回実施する。いじめに関する内容があった場合は、時を置かずに対応する。
- ② 「学校生活に関するアンケート」を年2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、学年会やいじめ対策委員会等を通じて情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ③ 保護者がいじめに関する相談を行いやすくするように、いじめに関する相談があれば速やかに学校に連絡するように周知するとともに、相談を希望する保護者との教育相談日を定期的（1～2か月に1回程度）に実施する。また、1学期末には全児童の保護者との個人懇談を実施する。家庭や地域と積極的に連携し、いじめに気付くためのネットワークを拡げるよう努める。

(2) いじめの早期対応

- ① いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先して対応する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動）の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、一緒に解決を目指すとともに、傷ついた心のケアを行う。その際、次の点に留意する。
 - ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。

- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
- ・大人の思い込みで児童の心情を勝手に受け止めない。
- ・「つらさや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。

- ② 被害児童のニーズを把握し、安全な居場所の確保や加害児童や学級全体への指導に関する具体的な支援案を被害児童や保護者に提示する。
- ③ 少年愛護センター、教育相談センターと連携するとともに、学校問題サポートチームに支援を要請する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ④ 加害児童と被害児童の関係修復を図る。その際、加害児童が罪障感を抱き、被害児童との関係修復に向けて自分ができていることを考えられるようになることを目指して働きかける。その際、いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童の成長支援という視点に立ち、加害児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。再発を防止するため、加害児童へのアセスメントと指導・支援を適切に行う。その過程で、被害児童及び保護者の同意を得ることや指導の結果を丁寧に伝える等の配慮を行う。加害児童への指導にあたっては、指導後2週間は保護者と連絡を取り合い、協力して児童の指導にあたる。
- ⑤ いじめの解消は、次の条件を満たしているかどうかを被害児童や保護者への面談等を通して継続的に確認し、判断する。いじめを解消している状態に至った後も、卒業するまでは、日常的に注意深く見守りを続ける。

【いじめ解消の二条件】

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 重大事態に発展させないための対応

- ① いじめを重大事態化させないため、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有し、組織的に対応する。
- ② 重大事態化する可能性が少しでも見られた場合は、速やかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行うとともに、事案に応じて教育相談センター、少年愛護センター、警察等の関係機関と連携を図る。また、関係する児童の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行う。

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下、「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身・財産重大事態や不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ② 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報を行う。

- ③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、被害児童・保護者や加害児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの早期発見・対応に向けた取組を実効的に行うため、管理職、教務、生徒指導委員会委員、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる「いじめ対策委員会」を設置し、毎月1回開催する。

また、いじめへの対応にあたっては、教職員が連携し、役割分担を行ったうえで児童の支援・指導を行う。いじめを把握した初期段階等、特に重要な場面において、様々な立場の教職員が関わることができるよう、校長の指示のもと校内の支援体制を整える。そのためにも、日頃から教職員が互いに協力し合う職場の雰囲気づくりを行う。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校運営協議会による取り組み状況の確認

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(2) 学校評価の活用

いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。